取組と目標に対する自己評価シート(フェイスシート)

タイトル:介護保険サービスの充実に向けた取り組みの推進(令和5年度)

現状と課題

介護給付費は令和4年度~令和5年度においては概ね横ばいで推移しているが、給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方、利用者に対する適切な介護サービスを確保することを通じて、介護サービスの充実に資するものである。

第8期における具体的な取り組み

- (1) 介護人材確保の取り組み
- (2) 要介護認定の適正化
- (3) ケアマネジメント等の適正化

目標(事業内容、指導等)

介護保険サービスの充実に向けた取り組みの推進。

- ①介護人材の確保
- ・不足する介護人材確保の取り組みの実践。
- ②認定調査状況チェック
- ・指定居宅介護支援事業者、施設の介護支援専門員が実施した変更及び更新認定に係る認定調査の内容を 市町村職員等が訪問又は書面等の審査により点検する。
- ③ケアプランの点検
- ・介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者からの 提出又は事業所への訪問調査等によりその内容等の点検及び指導を行う。
- ④住宅改修などの点検
- ・居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認又は工事見積書の点検を行ったり、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行う。
- ・福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検する。
- ⑤介護給付費通知
- ・利用者本人(又は家族)に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知する。

目標の評価方法

- 時点
 - □ 中間見直しあり
 - ☑ 実績評価のみ
- 評価の方法

介護人材取り組みの実施、介護給付適化事業主要5項目の実施件数及び他の指標からの評価。

後期(実績評価)

事業内容

人材確保の取り組み及び介護給付適化事業の実施

(認定調査状況チェック、ケアプランの点検、住宅改修などの点検、介護給付費通知)

自己評価 〔 △ 〕

目標値を下回ってしまった事業があるため、「△」と評価した。

指 標	R5 目標値	R5 実積値	実施状況
介護人材の確保	実施	未実施	事業所の情報収集及び関係団体への働きかけを随時行い、人材確保に向けての施策について検討を行ったが、具体的な施策に至っていない。
要介護認定の適正化 (審査判定の平準化・適正化)	実施	16人	各合議体での判定は平準化が図られて おり、認定調査も合わせ適正に審査が行 われている。
ケアプランの点検の実施 (ケアプラン点検の指導件数)	10 件	6件	年 4 回実施 (43 事業所 1,380 件)
住宅改修及び福祉用具購入・貸与の点検数 (住宅改修・福祉用具の事前及び事後訪問調査)	8件	5 件	現地での確認を行った。
介護給付通知の送付 (利用したサービス内容等の通知)	2 回	2 回	R5 年度分について半年毎に利用者個々 へ通知。計 4,549 件

課題と対応策

介護人材の確保について、具体的な取り組みの推進が課題となっている。次年度以降、他自治体の先 進事例等の情報収集・関連団体との連携により、地域の実情に合った施策の検討を進めていく。